

監事監査報告書

令和4年5月28日

社会福祉法人 八女福社会
理事長 松尾宗敏 殿

監事

武田忠匡 

監事

広津秀一 

私共、監事は、社会福祉法人 八女福社会 定款第18条により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度における法人本部・施設等の業務の執行状況及び財産の状況について監査をいたしました。

法人の業務執行状況と各事業の事業計画と事業報告状況及び各規程の内容とその執行状況など法人事業全般が適正に行われていることを中心に、私、武田忠匡が監査いたしました。

法人全体の財務状況について、決算書を中心に各種帳票を確認するとともに、経理業務の執行状況全般について、私、広津秀一が監査いたしました。

ここに、法人監査結果を報告するものです。

記

1. 法人監査実施期日
令和4年5月28日（土）
午前10時～午後3時30分
2. 法人監査実施場所
特別養護老人ホーム 八女の里
新館 会議室
3. 法人監査結果
(1) 事業報告書については、社会福祉法、介護保険法及び関連する法令に

従い、八女福社会の事業の執行状況を正しく報告されており、特に不整の点はありませんでした。

会計処理については、あさくら税理士法人の指導を受けて、適正に処理してあるという報告を受けました。

- 最初に、今年2月に発生した、特別養護老人ホーム八女の里でのクラスターについての説明をいただきました。大変な対応であったと推察しますが、特養でのコロナ感染者の療養は難しい面があると思います。

また、新規事業であるモデナ八女の里についての考え方を聞かせてもらいました。八女市にとって必要な事業であると思いますので、今後の推移を見守りたいと思います

- (2) チェックリストに基づき、財産目録・貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書などは、新会計基準に基づき、法人全体・事業区分別・事業区分毎、拠点区分別、拠点区分毎、サービス区分別に示されており、不正の点はありませんでした。

今後も会計処理面に於いてもあさくら税理士法人の指導のもと、適正な処理がなされるよう努めて下さい。

- (3) 令和3年度の監査に当たり、別紙監事監査チェックリストに示すよう監査項目を設定して監査を行ったことを附記します。

以 上

(別紙)

監 査 項 目 チェックリスト

- 1. 理事会議事録及び法人関係事跡
- 2. 年度事業計画書及び年度事業報告書
- 3. 人事関係事跡・給与関係事跡及び労働者名簿
- 4. 定款・就業規則・給与規程・その他の規程類
- 5. 職員会議議事録・処遇会議議事録・調理業務会議議事録・法人事業会議議事録・安全衛生推進会議議事録
- 6. 栄養士業務及び調理業務に関する帳票・補助簿関係
- 7. 介護支援専門員・生活相談員・看護職員・訓練指導員・介護職員等の業務に関する記録等

以上については、主に 監事 武田忠匡 が監査しました。

- 1. 法人事業全体の財産目録
- 2. 法人事業全体及び事業区分別・事業区分毎・拠点区分別・拠点区分毎・サービス区分別の貸借対照表・事業活動収支計算書・資金収支計算書
- 3. 経理規程 第4条第3項に定める付属明細書
- 4. 経理規程・給与規程及び旅費規程に基づく執行状況
- 5. 固定資産物品及び備品の管理状況と減価償却状況
- 6. 法人寄付金の状況

以上については、主に 監事 広津秀一 が監査しました。